健康福祉委員会資料

- 1 令和元年第3回定例会提出予定議案の説明
- (9) 議案第88号 川崎市火災予防条例の一部を改正 する条例の制定について

資料1 新旧対照表

令和元年 6 月 5 日 消 防 局

改正後 改正前 0 川崎市火災予防条例 0 川崎市火災予防条例

昭和48年7月3日条例第36号

(避雷設備)

- するものとしなければならない。
- 2 避雷設備の管理については、第14条第1項第9号の規定を準用する。 (設置の免除)
- |第32条の5 前3条の規定にかかわらず、第32条の3第1項第1号アからカ||第32条の5 前3条の規定にかかわらず、第32条の3第1項第1号アからカ| までに掲げる住宅の部分が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各 号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は 住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。) を設置しないことができる。
 - プリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を、政令第12条の規定 又は第43条の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準 の例により設置したとき。
 - の2の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例に より設置したとき。
 - (3) 前2号に掲げる設備と同等以上の性能を有する設備を設置した場合 において規則で定めるとき。

(消火器具に関する基準)

- |第40条 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積150平方メート|第40条 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積150平方メート| を設けなければならない。
- |2 政令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に|2 政令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に|

昭和48年7月3日条例第36号

(避雷設備)

- |第19条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<mark>日本産業規格</mark>に適合|第19条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<mark>日本工業規格</mark>に適合| するものとしなければならない。
 - 2 避雷設備の管理については、第14条第1項第9号の規定を準用する。 (設置の免除)
 - までに掲げる住宅の部分が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各 号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は 住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。) を設置しないことができる。
 - (1) スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<mark>種別が1種</mark>の閉鎖型ス<mark>|(1) スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<mark>作動時間が60秒以内</mark>の|</mark> 閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を、政令第12 条の規定又は第43条の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術 上の基準の例により設置したとき。
 - (2) 自動火災報知設備を、政令第21条の規定又は第46条若しくは第46条 (2) 自動火災報知設備を、政令第21条の規定又は第46条若しくは第46条 の2の規定に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例に より設置したとき。
 - (3) 前2号に掲げる設備と同等以上の性能を有する設備を設置した場合 において規則で定めるとき。

(消火器具に関する基準)

- ル以上のものには、消火器又は簡易消火用具(以下「消火器具」という。)| ル以上のものには、消火器又は簡易消火用具(以下「消火器具」という。) を設けなければならない。

改正後

掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。ただし、政令第10条 第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、こ の限りでない。

- (1) 火花を生ずる設備のある場所
- 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
- (3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
- (4) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所
- 具のある場所
- 3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う|3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う| り扱う屋外の場所には、消火器具を設けなければならない。
- 規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、 第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、当該防火対象物 の床面積を150平方メートルで除して得た数以上としなければならない。
- 第40条の2 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延べ面積150平方メ ートル以上のものの小規模特定飲食店等(省令第6条第5項に規定する小 規模特定飲食店等をいう。以下この条において同じ。)の用途に供される 部分に設ける消火器具については、省令第6条第6項第1号中「第5項に 規定するもの(次号に掲げるものを除く。)」とあるのは「第5項に規定 するもの」とし、同項第2号の規定は適用しない。
- 小規模特定飲食店等又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他 多量の火気を使用する場所があるときは、省令第6条第5項ただし書の規 定は適用せず、同条第6項第1号中「第5項に規定するもの(次号に掲げ るものを除く。)」とあるのは「第5項に規定するもの」とし、同項第2 号の規定は適用しない。

改正前

掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。ただし、政令第10条 第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、こ の限りでない。

- (1) 火花を生ずる設備のある場所
- |(2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
- |(3)| 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
- |(4) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所
- (5) 常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する営業用の設備又は器(5) 常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する営業用の設備又は器 具のある場所
- 屋外の場所及び別表第8で定める数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取 屋外の場所及び別表第8で定める数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取 り扱う屋外の場所には、消火器具を設けなければならない。
- 4 前各項の規定により設ける消火器具は、政令第10条第2項及び第3項の4 前各項の規定により設ける消火器具は、政令第10条第2項及び第3項の 規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、 第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、当該防火対象物 の床面積を150平方メートルで除して得た数以上としなければならない。 (新設)

(新設)